



KAWASAKI CITY

## 環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年3月2日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき「(仮称) 川崎区小田栄計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	ナイス株式会社 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号 代表取締役社長 平田 恒一郎
	指定開発行為の名称	(仮称) 川崎区小田栄計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区小田栄二丁目3番24
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約13,718m <sup>2</sup> 計画人口（計画戸数）：1,437人（479戸） 延べ面積：約52,868m <sup>2</sup>
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成23年3月 完了予定：平成25年3月
	環境影響評価の手続経過	平成22年6月11日：条例環境影響評価準備書公告 平成22年9月17日：条例見解書公告 平成23年2月1日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年3月2日（水）から 平成23年3月31日（木）まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除く。) 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記評価書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156